

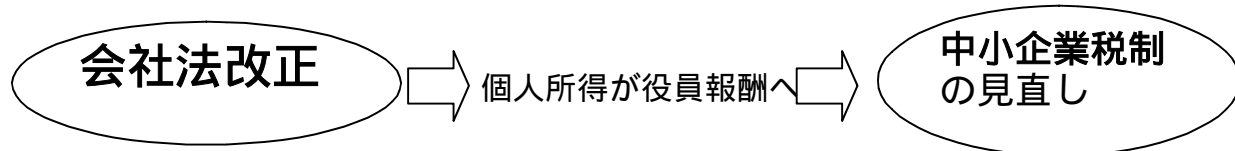
新会社法と中小企業税制の動き

- ・ 新会社法
- ・ 中小企業税制の動き
- ・ 中小企業に対する国の施策

市村二三代税理士事務所
税理士 市村二三代

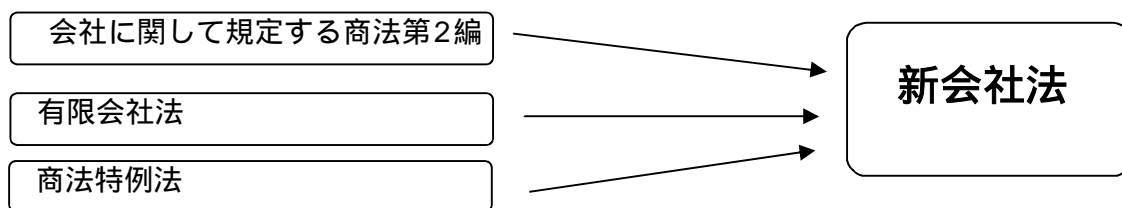
〒940-1104 長岡市摂田屋町2812-39
TEL 0258-23-3293 FAX 020-4624-7257
E-mail ichimura@xd5.so-net.ne.jp
Web <http://www013.upp.so-net.ne.jp/tax-ichimura/>

新会社法



(1) 新会社法とは

わが国には従来「会社法」という独立した法律はありませんでした。平成18年の改正にて、会社に関連する法律を整理・統合して、新たに「会社法」という独立した法律が制定されました。



(2) 会社法はこうなる

		いままで	これから
		株式会社・有限会社	公開会社 株式譲渡制限会社
設立関係	最低資本金の制限	株式会社：1,000万円 有限会社：300万円	なし
	発起設立時の払込金保管証明	必要	銀行等の残高証明で足りる
株式	譲渡の自由性と譲渡承認機関	株式会社：原則自由。なお、譲渡制限を定款で定めた場合は取締役会の承認が必要 有限会社：出資社員間は自由だが、それ以外は社員総会の承認が必要	公開会社では自由 株式譲渡制限会社では株主総会（取締役会設置の場合は取締役会）の承認が必要
株主総会	社員の責任と人数（株主・出資者）	有限責任で人数に制限なし 有限会社：上限50人以下	有限責任(株式の引き受け価額を限度) 人数に制限なし
	権限	株式会社：商法、定款で定めた事項だけ決定 有限会社：万能	公開会社と取締役会設置会社では、法令や定款で定めた事項だけ決定できるが、それ以外の会社では何でも決定できる
取締役（会）	取締役会の設置と人数	株式会社：必要(3人以上) 有限会社：任意(1人以上)	公開会社では必要(3人以上)だが、株式譲渡制限会社では任意(1人以上)
	任期	株式会社：2年。ただし最初の任期は1年 有限会社：制限なし	通常2年。株式譲渡制限会社では定款で最長10年まで延長できる。
監査役	設置と人数	株式会社：必要。大会社では3人以上による監査役会 有限会社：会計監査のみ	公開会社と取締役会設置会社では、必要(1人以上)それ以外は原則任意。
決算・会計	配当の規制	概ね剰余金を限度とする制限有り	純資産300万円未満の場合は配当できない。

(3) 会社の組織はこう変わる !

中小企業の多くは「株式譲渡制限会社」

今までは株式会社（さらに大・中・小会社の区分あり）と有限会社という区分によって制度が異なりましたが、両者が株式会社として一本化されることになりました。そのため、株式譲渡制限がある場合（株式譲渡制限会社）とない場合（公開会社）によって会社の態様が大きく区別されることになりました。

株式譲渡制限会社：発行する全部の株式について、その譲渡につき、会社の承認が必要であると定款に定めてある株式会社。中小企業の多くは、この株式譲渡制限会社に該当すると考えられます。

公開会社：株式譲渡制限会社でない株式会社

あり	株式譲渡制限	なし
1人以上	取締役の人数	3人以上
任意	取締役会	必要
任意	代表取締役	必要
取締役会がなければ議事録不要	議事録	議事録作成義務あり (ただし署名による持ち回り決議可能)
取締役会設置時は必要 (会計参与設置時は任意)	監査役	必要
任意	会計参与	任意

(4) 今後の会社の形態は？

有限会社は？

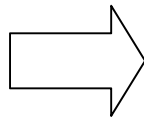
株式会社は？

資本金1円で会社を作る？

(5) 計算書類はこう変わる！

いままで

貸借対照表
損益計算書
営業報告書
利益処分計算書
(損失処理案)



これから

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

・ 中小企業税制の動き

(1) 役員給与の税務

従来の取扱い

役員報酬 (月給等の定期の給与)	⇒	原則として損金不算入
役員賞与 (退職給与等以外の臨時的な給与)	⇒	損金不算入
役員退職給与	⇒	原則として損金算入

平成18年4月1日以後開始する事業年度からの取扱い

役員給与 (役員報酬、役員賞与など、法人が役員に対して支給する給与) 法人が役員に与える経済的利益(債務免除、無利息貸付等)を含む 役員退職給与を除く 一定の新株予約権によるものを除く 使用人兼務役員に支給する給与のうち、使用人としての職務に対するものを除く



役員給与のうち、以下の ~ に該当する給与が損金に算入されます
定期同額給与 【要件】 ・支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとであること ・その支給時期における支給額が事業年度を通じて原則同額であること
事前確定届出給与 【要件】 ・支給時期、支給額があらかじめ定められており、その内容に関する届出書を所轄税務署長に提出していること
利益連動給与 【要件】 ・同族会社には認められない(損金算入できない) ・業務執行役員(取締役会設置会社の業務執行取締役、委員会設置会社の執行役等)のすべてに支給すること ・算定方法が有価証券報告書に記載される利益に関する指標を基礎とした客観的なものであること ・支給限度額が定められていること ・すべての業務執行役員について算定方法が同じであること 等



ただし、不相当に高額な部分は損金不算入



役員退職給与はどうなる？ 不相当に高額な部分を除き、損金に参入されます

使用人兼務役員に支給する給与のうち、使用人としての職務に対するものはどうなる？ イ．使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人への賞与の支給時期と異なる時期に支給したものは損金に算入されません ロ．上記イの賞与以外の使用人分給与については、不相当に高額な部分を除いて損金に算入されます
--

さらに・・・・・・・・

「特殊支配同族会社」における役員給与の損金算入を制限する規定が設けられました

【対象】

内国法人である「特殊支配同族会社」（以下の2要件を満たす同族会社）

- 1) 業務主宰役員（業務を取り仕切っている中心的役員）とその同族関係者（親族、内縁関係者等）がその同族会社の発行済み株式総数等の90%以上を保有
- 2) 業務主宰役員とその同族関係者（その同族会社の役員で常に職務に従事する者）の総数が、常に職務に従事する役員総数の2分の1超

【損金不算入とされる金額】

業務主宰役員に支給する給与（経済的利益の供与を含み、退職給与等を除く）のうち、給与所得控除額に相当する金額

【適用されない（損金算入が制限されない）場合】

その特殊支配同族会社の基準所得金額が800万円以下である場合等
（平成19年4月1日以後開始事業年度からは1600万円）

役員給与の取扱いについての具体的Q & A (H18.12 国税庁)

1. 定期同額給与の増額、減額に伴う取扱い

増額改定

Q.当社は年1回3月決算の法人です。平成18年5月に開催した定時株主総会において、取締役Aに対し月額50万円の役員給与を支給することを決議していますが、Aの統括する営業部門の業績が好調であることから、平成19年2月に臨時株主総会を開催し、同月分の給与から月額20万円ずつ増額して支給することを決議しました。

このように、定期給与の額を事業年度の中で改定した場合には、その全額が定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

なお、当社は、事前確定届出給与の届出は行っておりません。

A.「事業年度の中途の増額改定が行われた場合であって、増額後の各支給時期における支給額も同額であるようなときなどは、従前からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乘せされたものと同視し得ることから、上乘せ支給された定期給与とみられる部分のみが損金不算入になるものと考えられます。……」

減額改定

Q.定期同額給与を減額した場合において、その原因が「経営状況の悪化」ではあるものの、「著しい悪化」とまでは至らないときは、どのように取り扱うのでしょうか。

A.「著しい悪化」がどの程度を指すのか確定化されてはいないが、少なくとも、前年の業績を下回ったケースや、営業目標を達成しなかったケースなどは、経営状況が著しく悪化しているものと見ることはできないと考えられます。ただし、「著しい」といえない場合に給与を減額した場合は、「定期同額給与として支給していた給与について減額改定を行い、減額後もその各支給時期における支給額が同額である定期給与として給与の支給を行っているときには、本来の定期同額給与の額は減額改定後の金額であり、減額改定前は、その定期同額給与の額に上乘せ支給を行っていたものであるともみられることから、減額改定前の定期給与の額のうち減額改定後の定期給与の額を超える部分の金額のみが損金不算入となります。」

役員の方掌変更に伴う増額改定

Q.当社では、代表取締役Aが急逝したことから、急遽、臨時株主総会を開催し、取締役Bを代表取締役に選任するとともに、Bの役員給与を月額50万円から前任者Aと同額の月額100万円に増額改定する旨の決議を行いました。この場合、当社がBに支給する役員給与は定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

A.やむを得ない事情により、役員としての職務内容、地位が激変し、実質的に新たに役員に就任したのと同様の状況にあると認められる場合には、その新たな役員就任に伴う増額改定が会計期間3月経過後に行われたものであっても、定期同額給与として取り扱って差し支えないという考え方を国税庁は示している。

役員給与の一定期間の減額

Q.当社は、取締役Aが統括する部署における法令違反により行政処分を受けたことから、その社会的な責任に鑑み、臨時株主総会において、取締役Aの定期給与の額を3ヶ月間20%減額する旨の決議を行いました。この場合、当社が支給する役員給与はその全額が定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

A.役員給与を一時的に減額する理由が、企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、あるいは法人の社会的評価への悪影響を避けるために、やむを得ず行われたものであり、かつ、その処分の内容が、その役員が行為に照らして社会通念上相当のものであると認められる場合には、減額された期間においても引き続き同額の定期給与の支給が行われているものとして取り扱って差し支えない。

役員に対する歩合給

Q.運送業を営む当社の専務取締役 A は、役員としての職務のほか、使用人と同様に配送業務にも従事しています。当社は、A に対し、月額固定給のほか、月々の各人別の運送収入に応じた歩合給を支給することとしていますが、この歩合給は定期同額給与に該当しますか。なお、A に対する歩合給の支給基準は、使用人に対する支給基準と同一です。

A.今後、役員給与について給与体系の見直し等を行うこともあろうかと思いますが、給与体系の見直しには相応の期間を要することや役員給与支給規定等の改定時期は一般に定時株主総会の時であると考えられることなどを考慮すれば、役員給与の改定までの間、やむを得ず、歩合給を支給している法人については、その改定までの間に支給した歩合給を定期同額給与として取り扱って差し支えないものと考えます。

2. 事前確定届出給与に関する取扱い

Q.当社(年1回3月決算)では、平成18年6月26日の定時株主総会において、取締役Aに対して、定期同額給与のほかに、同年12月25日及び平成19年6月25日にそれぞれ300万円を支給する旨の定めを決議し、届出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。この定めに従い、当社は、平成18年12月25日には300万円を支給しましたが、平成19年6月25日には、資金繰りの都合がつかなくなったため、50万円しか支給しませんでした。この場合、平成18年12月25日に支給した役員給与についても、損金の額に算入されないこととなるのでしょうか。

A.3月決算法人が当該事業年度(平成19年3月期)中は定めどおりに支給したものの、翌事業年度(平成20年3月期)において定めどおりに支給しなかった場合は、その支給しなかったことにより直前の事業年度(平成19年3月期)の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、翌事業年度(平成20年3月期)に支給した給与の額のみについて損金不算入と取り扱っても差し支えないものと考えられます。

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に関する取扱い

常務に従事する役員

Q.常務に従事する役員とはどのような役員をいうのですか。

A.例えば、代表取締役は会社を代表し、会社の業務に関する一切の行為をする権限を有するため、当然に「常務に従事する役員」に該当することとなります。また、副社長、専務又は常務などの職制上の地位を有する役員については、その会社の枢要かつ責任のある地位にあり、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している役員と考えられることから、「常務に従事する役員」に該当することとなります。また、使用人兼務役員については、その役員としての職務が、単に取締役会のメンバーとして業務執行に関する意思決定に参画するだけでなく、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している場合には、「常務に従事する役員」に該当することとなります。具体的には、その者に対する役員給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるようなときには、「常務に従事する役員」に該当するものとして取り扱われます。

(2) その他の中小企業税制

- ・ 特定同族会社の留保金課税
特定同族会社の留保金課税の対象から資本金の額又は出資金額が 1 億円以下の中小企業が除外されました。

- ・ エンジェル税制
エンジェル税制の適用期限を 2 年間延長するとともに、適用対象となる企業の要件の緩和及び確認手続きの合理化が行われました。

- ・ 事業基盤強化税制
事業基盤強化税制について、対象の拡充をするとともに適用期限を 2 年間延長し、平成 21 年 3 月 31 日までとされました。

- ・ 地域活性化支援税制、中小企業地域資源活用促進税制の創設

- ・ 産業活力再生特別措置の改正

- ・ 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し
実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を 1,600 万円（改正前 800 万円）に引き上げられました。（注）平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税について適用。

- ・ 種類株式の相続時評価方法
配当優先の無議決権株式
普通株式と同様に評価することが原則です。ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提で、議決権がない点を考慮し、無議決権株式について普通株式評価額から 5 % を評価減することも可能とします。
社債類似株式
一定の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）を行います。
拒否権付株式
拒否権付株式（普通株式 + 拒否権）は、普通株式と同様に評価します。

- ・ 相続時精算課税制度の見直し
平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、中小企業の経営者が自己株式を代表者となる後継者の子供に贈与する場合において、一定の要件を満たす場合に限り、60 歳以上（改正前 65 歳以上）の親からの贈与についても相続時精算課税制度を適用し、非課税枠を 3,000 万円（改正前 2,500 万円）とする特例が創設されました。

(3) 中小企業税制以外の改正点

1. 減価償却制度

- 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）及び残存価額を廃止し、250%定率法を導入することにより耐用年数経過時に 1 円（備忘価額）まで償却できることとされました。
- 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、5 年間で 1 円（備忘価額）まで均等償却ができることとなりました。
- 次の 3 設備について、法定耐用年数が短縮されました。
フラットパネルディスプレイ製造設備 5 年（改正前 10 年）
フラットパネル用フィルム材料製造設備 5 年（改正前 10 年）
半導体用フォトレジスト製造設備 5 年（改正前 8 年）

2. 交際費等課税の特例について

(1) 交際費等の範囲

損金不算入制度の適用を受ける交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（接待等という）のために支出するものをいう」とされています。

ただし、次のものは交際費等から除外されています。

専ら従業員の慰安の為に行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待のために支出するものを除く）であって、その支出する金額を参加人員で除した金額が 5,000 円以下の金額（注）一定の書類を保存している場合に限る。

カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用

会議に関連して茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用

新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材のために通常要する費用

(2) 具体的 Q&A

平成 18 年改正の「5,000 円基準」は会議費には適用されないもので、これが 1 人当たり 5,000 円超のものであっても、その費用が通常要するも費用として認められるものである限りにおいて、交際費等に該当しないものとされます。

書類の保存

次に掲げる事項を記載した書類の保存が必要です。

イ その飲食等のあった年月日

ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ その飲食等に参加した者の数

ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

ただし、参加者は「株式会社 経理課 × × 氏 名」でも可。

送迎費用

送迎行為のために要する費用として支出したものは、飲食費等に該当せず、通常の交際費等に含まれます。

専ら従業員のための飲食費

「社内飲食費」については、1人当たり5,000円以下のものであっても、原則として、交際費等の範囲から除かれることはありません。

この社内飲食費に関しては、仮に、接待する相手方である得意先等が1人であっても、その飲食等のために自己の従業員等が相当数参加する必要があったのであれば、社内飲食費に該当することはありませんが、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められる場合には、社内飲食費に該当することがあります。

ゴルフに際しての飲食費

ゴルフ・観劇・旅行等の場合の飲食費は、これら一連の行為の為に要する費用の全額が、原則として交際費等に該当します。したがって、ゴルフ等に際して昼食をとった場合は、5,000円基準は適用されません。

一次会と二次会の費用

一次会と二次会をまったく別の業態の飲食店等を利用しているときは、それぞれの行為に係る飲食費ごとに1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定を行って差し支えありません。つまり、一次会がすし屋、二次会がスナックであれば、それぞれ5,000円基準を適用します。

. 中小企業に対する国の施策